

四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規定は、四国西予ジオパーク・ロゴマークの使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマークを適正に普及させ、もって四国西予ジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマークの図柄、色指定は、別図のとおりとする。ただし、モノクロで使用する場合はこの限りではない。

(使用対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行う全ての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 世界ジオパークネットワークが定めるガイドライン及び四国西予ジオパーク構想の理念に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) その他、会長がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用については、当分の間、無償とする。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマークを使用するものは、あらかじめ「四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)」に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 営利目的以外で使用する場合
 - (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- 2 会長は、申請を承認する場合は、申請者に対し、「四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用承認書(様式第2号)」を交付するものとする。
- 3 第1項で定める営利目的とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 商品にデザインとして使うもの
 - (2) 販売促進目的の媒体に主要デザインとして使うもの
 - (3) その他、会長が「営利目的」と判断したもの

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第7条 第5条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下、「使用承認を受けた者」という。）は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の順守事項)

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (2) デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第3号）」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用変更承認書（様式第4号）」を交付するものとする。

3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 会長は、使用承認を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマークの使用について、申請時に遡って承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークを使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用した者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成25年9月25日から施行する。

別図

「ロゴマーク」 (カラー)



四国西予ジオパーク

SHIKOKU SEIYO GEOPARK

こげ茶	C40	水色	C100	文字	C45
	M45		M10		M45
	Y100		Y30		Y45
	K35		K0		K80

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

四国西予ジオパーク推進協議会会長 様

四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用承認申請書

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

下記のとおり、四国西予ジオパーク・ロゴマークを使用したいので申請します。

記

1 使用目的及び使用方法

2 使用期間（最長1年間とする。）

自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

3 作成数

4 連絡先（担当者、電話番号）

5 添付書類

企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）、その他使用承認に必要な書類

様式第2号(第5条関係)

西予ジオ協第 号
平成 年 月 日

様

四国西予ジオパーク推進協議会
会長

四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用承認書

平成 年 月 日付けで申請のありました 四国西予ジオパーク・ロゴマークの使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

2 承認番号

平成 年度 西予ジオ協承認 第 号

3 使用期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 注意事項

- (1) 四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用規程を遵守すること。
- (2) 世界ジオパークネットワークが定めたガイドライン及び四国西予ジオパーク構想の理念に反しないこと。
- (3) ロゴマークの使用の承認内容どおりに使用すること。
- (4) 使用の承認に係る完成品を速やかに提出すること。

様式第3号（第9条関係）

平成 年 月 日

四国西予ジオパーク推進協議会会長 様

四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用変更承認申請書

申請書 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

印

平成 年 月 日付け承認番号平成 年度 西予ジオ協承認 第 号の内容
について、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

（変更内容）

様式第4号（第9条関係）

西予ジオ協第 号
平成 年 月 日

様

四国西予ジオパーク推進協議会
会長 三好 幹二

四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用変更承認書

平成 年 月 日付けで申請のありました 四国西予ジオパーク・ロゴマークの使用変更については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

【変更前】

【変更後】

2 使用期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3 注意事項

- (1) 四国西予ジオパーク・ロゴマーク使用規程を遵守すること。
- (2) 世界ジオパークネットワークが定めたガイドライン及び四国西予ジオパーク構想の理念に反しないこと。
- (3) ロゴマークの使用の変更承認内容どおりに使用すること。
- (4) 使用の変更承認に係る完成品を速やかに提出すること。